



2022年5月19日

各 位

会社名 ブロードマインド株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊藤 清
 (コード番号：7343 東証グロース)
問合せ先 取締役 鶴沢 敬太
 (TEL 03-6687-1318)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入し、対象取締役に対し、本制度に基づき報酬として譲渡制限付株式の支給のご承認を求める議案を、2022年6月29日開催予定の当社第21回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

対象取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的とするものです。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対する報酬としての譲渡制限付株式の支給

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき譲渡制限付株式を割当てるために当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月27日開催の第18回定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、本制度は、当該報酬枠の内枠として、本制度を導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。本制度の総額は年額60百万円以内といたします。対象取締役への具体的な配分等については、取締役会にて決定することといたします。

(2) 対象取締役に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年30,000株以内とします。ただし、当社が普通株式について、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度による譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず株式の発行を行う方法にて行います。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含

む譲渡制限付株式割当契約を締結するものいたします。

- ① 対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

3. 本制度の導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式として取締役の報酬として割り当てるものであるため、本制度の導入は、本株主総会において譲渡制限付株式を割り当てることにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。具体的には、当社の取締役の報酬額は、**2019年6月27日開催の第18回定時株主総会**において年額5億円以内（ただし、使用人分給与を含みません。）とご承認をいただいて今日に至っておりますが、本株主総会において、上記報酬枠の内枠で、年間最大**30,000株**、年額**60**百万円を上限として、新たに当該普通株式を割り当てることにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

以 上